

市における“まちづくり協議会”の位置付け

① “まちづくり協議会”は、「自治会の担う業務増加」、「自治会長の持ち回りによる活動ノウハウの継承が困難化」、「加入率の減少」などの諸課題を踏まえ、市内のすべての自治会連合会で構成する自治会連絡協議会での話し合いをもとに、平成16年度に誕生しました。

② “まちづくり協議会”は、**市条例(市が定めた法令)に規定**されています。

平成19年に制定された住民自治基本条例第7条第7項で「まちづくり協議会（自治会、地域の各種団体、NPO法人等、個人その他の地域の関係者によって構成される組織をいう。）は、**地域住民が主体となり地域のまちづくりを展開するため、地域の将来像を描き、地域における課題等について協議し、解決し、及び地域の特性を生かしたまちづくりを推進することに努めるものとする。**」と規定されました。その逐条解説には、「地域のことを一番良く知る市民がお互いに協議をしながら、まちづくりを進めるためには、**地域における多くの団体・住民が参画し、連携して話し合う場が必要です。**“まちづくり協議会”は、その役割を果たすもので、自治会連合会を単位に、自治会連合会、各種団体、住民有志等で構成される組織であり、地域からの申請に基づき市長が認定を行っています。“まちづくり協議会”には、**地域のまちづくりの将来像（ビジョン）を描き、地域課題の共有と解決に向け自主的な活動を行うとともに、地域の特性を生かしたまちづくりを推進することが期待されます。**また、将来的な住民自治の核、都市内分権の基盤として、重要な役割を担うことが期待されています。」と説明されています。



まちづくり協議会は…



地域のことを一番知り、地域が良くなることをもっとも願っている住民の皆さんが…



話し合い、連携して、計画的に…



課題を解決、資源を活用し、協働して住み良いまちを築く(まちづくり)を進めます

地域の皆さんからの意見やアンケートをもとに、令和3年に策定した「岩野田北まちづくりビジョン“みんなで描くふるさと栗野の未来図”」は、地域ぐるみで「まちづくり」を進めるための「考え方」、「まちの姿」、「進め方」をまとめています。

④まちづくり協議会は、**市の計画に位置付けられ、市はこれを支援する**とされています

このほど改訂された「岐阜市協働のまちづくり推進計画(2023-2027)」では、「“まちづくり協議会”が、自立した活動を行い、自ら地域の課題の解決に向けて取り組めるよう支援していく必要があります。“まちづくり協議会”及び自治会連合会の事務局を公民館に置くことができるよう運用を改善するとともに、活動の拠点施設として活用し、地域まちづくり活動の一層の推進を図るため、令和2年度に公民館の所管を教育委員会から市長部局に移管しました。」また、「自治会は地域コミュニティの根幹を成しています(中略)が、かつて地域住民のほとんどが自治会員であった時代から、自治会への加入率が低下し、社会構造が大きく変化しており、その前提が崩れてきています。地域の各種団体も自治会からの推薦者を構成員としているものが多くあり、自治会の弱体化は、そのまま各種団体の弱体化にもつながり、その影響は、地域コミュニティの根幹を揺るがしかねない大きな課題であることから、“まちづくり協議会”への支援と並行して、自治会組織への対応も重要な課題として進めていく必要があります。」

そして、「今後、持続可能な地域コミュニティに向け、“まちづくり協議会”は、将来的には、一定の自由度の高い財源が付与され、まちづくりの主体として、地域の合意形成の役割と責任を担いながら、財源を執行していく、いわば自立した組織となることが理想です。(中略)そのためには、規模の大きな財源を適切に執行できる体制が必要となります。(中略)、さらに、地域コミュニティの根幹を成す自治会には、行政のパートナーとしてまちづくりの重要な役割とともに、“まちづくり協議会”の重要な構成団体としての役割が期待されていること、加えて、災害発生時の初動段階における共助の観点においても、その重要性を認識し、地域住民の自治会への加入及び自治会活動への参加がしやすい環境づくり等必要に応じて支援を行います。」としています。

地域の自治と市の関係は…

